

# 三菱UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

## 《目 次》

《2012 年度決算における退職給付の状況》	
割引率変更の有無による会計数値の差異と重要性基準	P1
《退職給付制度の動向》	
退職金の水準と動向について	P6
《海外の年金制度》	
台湾の社会保障制度	P10
《年金基礎講座（会計・税務編①）》	
退職給付債務（PBO）とは	P14
《CSRとサステナビリティ》	
地球の定員オーバー問題（4）	P15
《アドリブ経済時評》	
都会の自然	P18

ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

**2013年  
8月号**

## 2012 年度決算における退職給付の状況

### ～割引率変更の有無による会計数値の差異と重要性基準～

#### 《要約》

2011 年度決算において割引率を 2% 以上に設定していた企業のうち、6 割の企業では割引率を引き下げています。割引率を引き下げた企業では、割引率引下げによる退職給付債務の増加というマイナス要因が、年金資産の好パフォーマンスというプラス要因を上回ったケースが少なくありません。逆に、割引率を維持した企業では好パフォーマンスというプラス要因を享受しています。こうした格差が生じるのは割引率設定に重要性基準が設けられていることが 1 つの原因です。当年度末決算からは、退職給付債務、年金資産の変動を即時に反映する会計基準に変更されますが、即時認識にはこの重要性基準は馴染まないのではないかと考えます。

2012 年度は、年金資産が好パフォーマンスを示す一方で、年度末にかけて金利が急低下しました。本誌 6 月号では、米国基準で連結財務諸表を作成している企業では、好パフォーマンスによるプラス効果を金利低下のマイナス要因で打ち消してしまったことを指摘しました。今回は日本基準の企業も含めての状況を分析してみます。

#### 1. 前年度の割引率が 2% 以上だった企業のうち 6 割が割引率を引下げ

最近、決算短信で退職給付に関する注記を省略する企業が増えているため、決算後すぐには退職給付の状況を分析することができません。注記が掲載される有価証券報告書の提出期限は決算後 3 ヶ月ですから、3 月決算企業の提出期限となる 6 月末以降、ようやく詳細な分析が可能となります。本稿執筆時点ではまだ、全上場企業のデータは入手していませんが、可能な範囲で 2012 年度決算における状況を分析してみました。

2012 年度決算において最も注目されるのは、金利低下という債務増大圧力と好パフォーマンスに伴う年金資産の増大効果が数理計算上の差異や積立状況にどのような影響を与えたかという点だと考えます。そこで、2011 年度決算において割引率を 2.0% 以上に設定していた企業が、①割引率を引き下げたのか、②割引率を引き下げた企業はどのような状況となったか、③引き下げた企業と引き下げなかった企業でどのような差異が生じたか、を分析してみました。集計対象としたのは、東証 1 部上場企業で 2011 年度の割引率が 2.0% 以上だった企業 (780 社) のうち、退職給付債務の残高上位 100 社です。ちなみに、当該 100 社の退職給付債務残高は東証 1 部上場企業の退職給付債務総額に対し 44% 程度となります (なお、前年度の割引率が 2.0% 未満だった企業の東証 1 部上場企業の退職給付債務総額に占める比率は 42% で、両者を合わせると東証 1 部の 9 割弱を占めることとなります)。

集計対象とした100社のうち、割引率を引き下げたのは61社、残り39社は前年度と同じ割引率を設定しています。割引率を引き下げた企業の割引率の平均は1.45%（前年度平均は2.19%）、これに対して割引率を維持した企業の平均値は2.04%（前年度も2.04%）、集計対象とした100社の割引率平均値は1.68%となっています。上記のとおり、この集計では前年度の割引率が2.0%未満の企業を対象としていませんが、前年度に2%未満の企業で割引率を引き上げた企業は多くないと考えられるため、東証1部平均の割引率は1%台中盤の割引率となっている可能性があると考えられます。

第1表のとおり、数理計算上の差異（損失）の残高は、割引率を引き下げた企業と維持した企業とで状況が全く異なっています。割引率を引き下げた企業では、わずかではありますが未認識数理計算上の差異の残高が増加しています。つまり、年金資産で期待運用収益を上回る運用成果をあげたとしても、それを上回る債務の増加があったと推測されます。これに対して、割引率を維持した企業では大幅に数理計算上の差異の残高が減少しています。好パフォーマンスで新規に数理計算上の貸方差異（利益）が発生し、結果的に期末の数理計算上の差異の残高が圧縮されたと考えられます。

（第1表）2011年度の割引率2%以上の企業の2012年度の状況（単位：%、億円）

	社数	平均割引率			未認識数理計算上の差異(残高)		
		2011	2012	前年比	2011	2012	前年比
割引率引下げ	61	2.19	1.45	△ 0.74	53,112	53,947	835
数理差異残高増加	34	2.23	1.42	△ 0.80	23,994	27,583	3,589
数理差異残高減少	26	2.13	1.47	△ 0.66	29,118	26,364	△ 2,754
割引率維持	39	2.04	2.04	0.00	12,724	8,207	△ 4,517
合計	100	2.13	1.68	△ 0.45	65,837	62,153	△ 3,684

（注1）割引率を引き下げた会社のうち1社は、数理計算上の差異を発生年度に一括処理しており、数理計算上の差異の残高がない

（注2）有価証券報告書を基に三菱UFJ信託銀行作成

これは第2表に示した退職給付債務、年金資産の増減をみれば明らかです。割引率を引き下げた企業は退職給付債務が合計で2兆1638億円増加し（前年比9.3%増）、年金資産の増加額2兆969億円を上回っています。逆に、割引率を引き下げた企業では退職給付債務が減少し、年金資産は大幅に増加するという結果になっています。

もともと、割引率を引き下げた企業でもばらつきが存在します。割引率を引き下げた企業のうち4割強の企業では、数理計算上の差異の残高が減少しているからです。こうした企業では、当然ではありますが、退職給付債務の増加額よりも年金資産の増加額のほうが大きくなっています。なお、数理計算上の差異が大きく減少した企業について、個別に有価証券報告書等を基にその背景を検討したところ、株式版の退職給付信託を設定している企業が少なからず見受けられました。実際、第1表、第2表における3つのグループ分類で、割引率を引き下げて数理計算上の差異が減少したグループについては、年金資産の伸び率が最も高く、国内株式市場上昇の恩恵を最も強く受けたことがわかります。

(第2表) 割引率変更の有無による積立状況の差異 (単位: 億円、%)

	退職給付債務			年金資産			積立比率	
	2011	2012	増減	2011	2012	増減	2011	2012
割引率引下げ	232,678	254,316	21,638	163,867	184,836	20,969	70.4%	72.7%
数理差異残高増加	115,926	127,791	11,865	86,511	95,102	8,591	74.6%	74.4%
	112,860	122,082	9,222	75,348	87,394	12,046	66.8%	71.6%
割引率維持	91,435	89,052	△ 2,383	50,614	54,619	3,705	55.4%	61.3%
合計	324,113	343,367	19,254	214,481	239,154	24,673	66.2%	69.6%

## 2. 割引率の重要性基準の問題点

2012年度決算においては、割引率の水準見直しの有無によって、数理計算上の差異の発生額や積立状況が大きく異なる“ねじれ”現象が生じることとなりました。もともと、2012年度決算は改正退職給付会計基準が適用されないため、こうした“ねじれ”が自己資本の額など財務諸表の数値に直接的に反映されることはありません。しかし、今年度末から適用される新基準では、割引率の変更は自己資本の額などに直接影響することになります。そこで、差が生じる原因となった割引率について改めて検討してみます。

(第3表) 2011、2012年度末の債券利回り (単位: %)

		国債	優良社債 (AA 格)	
			格付投資情報センター	格付研究所
残存期間 10 年	2012 年 3 月末	0.988	1.233	1.355
	2013 年 3 月末	0.564	0.757	1.066
残存期間 15 年	2012 年 3 月末	1.476	1.783	1.784
	2013 年 3 月末	1.016	1.309	1.614
残存期間 20 年	2012 年 3 月末	1.752	2.048	—
	2013 年 3 月末	1.406	1.700	1.702 (注)

(注) 残存期間 19 年

(出所) 財務省 HP、日本証券業協会 HP より作成

現在の退職給付会計基準では、割引率の基礎となる期間について、給付までの期間を参考として決めることになっており、実務的には従業員の平均残存勤務期間を基準として決定するケースが多いようです。また、割引率は期末の市場実勢利回りを基準に設定するものの、重要な変動が生じていない場合は見直さないことができるという重要性基準が存在します。その“重要な変動”は10%以内の変動とされています。

第3表に、2012年、2013年3月末の国債とダブルA格の社債の流通利回りを示しました。国債を基準として割引率を設定するのであれば、2011年度(2012年3月末)は従業員の平均残存期間が20年程度の企業であれば2%であった割引率を変更しないことが可能です。

単純に考えても、 $1 \div 1.0175^{20} = 0.707$  と  $1 \div 1.02^{20} = 0.673$  とでは5%しか差が生じないからです。また、優良社債を基準に設定している場合は、平均残存勤務期間15年であっても重要性基準に照らして2.0%の割引率を採用できると考えられます。2012年度（2013年3月末）に関しては、国債を基準とするのであれば、重要性基準に照らしても2.0%の割引率を設定することは困難ですが、優良社債を基準とし、残存勤務期間20年であれば重要性基準を適用して、割引率を維持することが可能と想定されます。

従業員の平均残存勤務期間が20年というのは感覚的には長過ぎるとも感じられますが、現在の基準においては「給付までの期間を参考とする」際に「企業年金がある場合には平均年金支給期間も加味する」とあるため、企業年金制度を実施している企業では、残存期間を20年以上としていても不思議ではありません（ただし、改正後の基準では給付までの期間だけでなく、給付見込額と給付までの期間を勘案するため年金制度であるからといって割引期間が長くなることはありません。受給者や給付までの期間の短い高齢者の影響を考慮すると、割引期間はむしろ退職一時金より短くなる可能性があります）。

このように考えると、2012年度決算で割引率の設定に関して対応が分かれたことの説明は可能です。ただ、退職給付債務に関して8%の変動であれば割引率の見直しが不要で、10%の変動であれば見直さなければならないというのは疑問があります。特に、今後は即時認識によって期末の積立状態を貸借対照表に直接反映することになるため、期末の退職給付債務の評価は期末の金利水準が正確に反映されたものとなるべきではないでしょうか。年金資産については期末の時価を正確に反映しても、一方の退職給付債務が±10%の誤差がありうる価額であっては貸借対照表に表示される積立状態が信頼性を欠くものになりかねません。また、新基準では金利水準の変動に伴う退職給付債務の変動は包括利益計算書に“その他の包括利益”として計上されますが、同様に“その他の包括利益”に計上される有価証券評価差額や為替換算調整勘定などが期末の価格で評価されることとの平仄も合いません。

退職給付に関する会計基準では、「数理計算上の差異については、退職給付債務の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲（回廊）を設ける方法と基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める場合（重要性基準）がある」とし、「退職給付費用が長期的な見積計算であることから重要性による判断を認めることが適切」と結論付けています。

上記の2つの考えのうち、即時認識の考え方からすると、毎期末時点で厳密に退職給付債務を算出することが望ましいといえます。そのうえで退職給付費用が長期的な見積り計算であり変動を回避しようとするのであれば、上記に示した一定の許容範囲（回廊）を設けることも1つの考え方かもしれません。ただし、その時点での実態を正確に反映させようとする即時認識と、一定の許容範囲を設けるといふ考え方が合致するののかという疑問が残ります。回廊を導入すると貸借対照表には変動のすべてを反映させ、損益計算書にはそ



の一部しか反映させないことになるからです。回廊を採用するのであれば、この点についての理論的な裏付けが必要と言えます。ちなみに、IFRS では回廊を廃止していますし、その他の包括利益に計上された数理計算上の差異（IFRS では再測定）をその後損益計算書に計上する、いわゆるリサイクリングも行いません。

改正後の基準では引き続き重要性基準は継続されることになりました。重要性基準は10%以内の変動であれば“見直さないことができる”という規定ですから、見直した企業と見直さなかった企業とでの比較可能性に問題が生じる可能性もあります。今期のような環境であれば、重要性基準を適用した企業とそうでない企業は会計数値に大きな差異が生じることになります。

個人的な意見ですが、退職給付会計基準において特別に重要性基準を設けなくとも、会計全般に適用される一般的な重要性基準は適用できると考えられます。したがって、あえて割引率の設定に関してのみ重要性基準を設ける必然性はないと考えます。即時認識の導入を機に重要性基準を見直すことは検討課題といえるのではないのでしょうか。

### 3. 年金財政と企業会計の“ねじれ”現象

2012 年度決算においては、割引率を引き下げた企業とそうでない企業とで“ねじれ”現象が発生したと指摘しました。さらに、こうした企業では企業会計と年金財政とでも“ねじれ”が起こっている可能性があります。退職給付債務は期末の金利低下の影響を即座に反映する一方で、年金財政上の債務は金利変動の影を限定的にしか受けないためです。なぜなら、継続基準の予定利率は財政再計算時にしか見直しませんし、非継続基準の予定利率は30年国債の過去5年平均利回りを基準としています。したがって、年金資産の好パフォーマンスの恩恵をフルに享受し、財政状況は好転していると考えられます。結果的に、企業会計では積立状況が悪化し、年金財政上は積立状況が改善するという状態が発生していると考えられます。

これまでは、運用不振という資産サイドの問題が大きかったため、年金財政における健全性の追求と企業会計における積立状態の改善は方向性が一致していました。ただ、“ねじれ”状態ではこれまでと異なった対応も考える必要があるかもしれません。この点については、次号で検討したいと思います。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野正徳



## 退職給付制度の動向

### ～退職金の水準と動向について～

#### 《要約》

退職金制度（一時金・年金）は、ほとんどの企業が導入しており、日本の退職給付として定着しています。人事制度や企業環境の変化に伴い、給付額の算定方法は伝統的な最終給与比例制からポイント制制度への移行が進展しています。モデル退職金（定年）の金額は、頭打ちで、最近の調査結果では減少しています。

欧米では、老後のための資金確保は年金で、しかも終身年金です。米国では、DB年金からDC年金への移行が進んだことにより一時金での受取りが増え、老後資金の不足が懸念されています。

老後資金の充実のため、企業年金の拡充と共に、退職一時金の活用が必要でしょう。

日本では退職一時金制度が広く普及し、企業年金制度は退職一時金の積立方法、いわゆる退職金の内枠として実施されるケースが多いようです。本号では、最近発表された調査結果を使って、退職金の水準と内容の変化を欧米との比較を交えながらご紹介します。

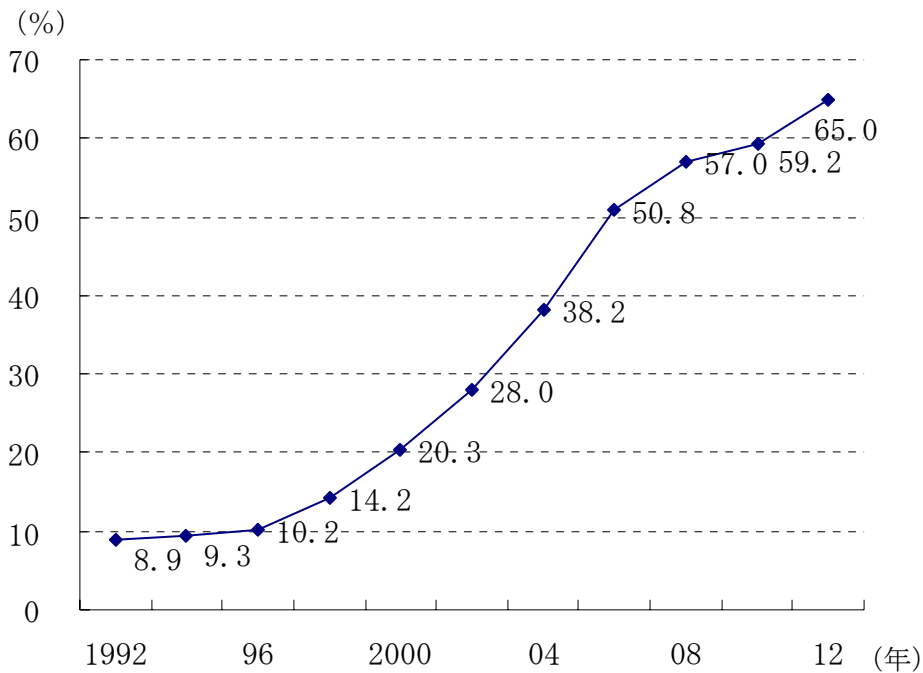
#### 1. 退職金制度の動向

退職金のルーツは、雇い主による使用人へ“のれんわけ”であると言われていています。戦前には大企業で実施され、戦後中小企業にも普及しました。厚生労働省の調査結果では84%の企業が実施しており、ほとんどの企業で退職給付制度が導入されています。

退職金の性格として、①賃金の後払い、②功労報償、③老後保障の3つが指摘されます。人事的な効果として従業員の採用や定着に資することが期待される他、割増金を支払い雇用調整に使う場合もあります。給付額の算定方法も時代につれて変遷しており、かつての勤続期間に応じて退職金額が決まる定額制から、次第に退職時の給与に比例して給付額を算定する方法が普及しました。これは、長期勤続者を優遇し、年功型人事制度に合わせたものです。その後、能力主義や成果主義の広がりとともに、ポイント残高×ポイント単価で退職金を算定するポイント制など累積型の給付算定方法が増加してきました。

実際、ポイント方式を採用する企業の比率は、1990年代前半には10%を切る比率でしたが、2012年には65%に達しています。賃上げが退職金額に影響を与える制度（退職金算定給与が実際の給与とリンクしている制度）は全体の21.4%、退職金が賃上げと関係のない別建ての制度となっている場合が75.9%となっています。ポイント制はその内の85.6%（全体の65%）ということになります（2012年日本経団連調査）。

（図表1）ポイント方式を採用している企業割合の推移



(出所) 日本経団連調査 (2012年)

## 2. 退職金の水準と退職年金の割合

退職金（一時金・年金）のモデル給付額の調査については、図表2のように様々な機関が行っていますが、それぞれ調査対象が異なるなど特徴があります。

(図表2) 各種調査の特徴

調査機関	調査対象および回答企業数	調査時点	特徴
1 厚生労働省	30人以上の企業 対象約6,000社 回答 4,047社	2008年1月1日（前回2003年1月実施）	厚生労働省が都道府県の労働基準監督署を通して調査したもので、調査数が多い。
2 中央労働委員会（中労委）	従業員1,000人以上、資本金5億円以上の企業 対象380社 回答224社	2011年6月末日（隔年実施）	大企業中心の調査である。
3 東京都産業労働局	東京都内の中小企業 対象3,500社 回答1,099社	2012年7月末日（隔年実施）	東京都内の中小企業（300人未満）調査である。
4 日本経済団体連合会・東京経営者協会	日本経済団体連合会企業会員および東京経営者協会会員会社 対象1,912社 回答 227社	2012年9月末日（隔年実施）	回答企業は、比較的大企業が中心（500人以上が79.3%）。また、製造業が半数以上を占めている。
5 (旧) 関西経営者協会	(旧) 関西経営者協会会員会社 回答143社	2008年10月現在	関西地区の企業の調査である。



定年でのモデル退職金は、図表 3 のとおりで、企業規模が大きいほど、給付額は多くなる傾向がうかがえます。

(図表 3) 各種調査による定年モデル退職金 (平均)

調査機関	大学卒	高校卒	調査年	対象	
厚生労働省	2,281 万円	1,929 万円	2008 年	勤続 35 年以上	管理・事務・技術
中央労働委員会	2,620 万円	2,342 万円	2011 年	定年	事務・技術
東京都	1,224 万円	1,114 万円	2012 年	定年	
日本経団連	2,492 万円	2,125 万円	2012 年	定年	管理・事務・技術
(旧) 関西経営者協会	2,116 万円	1,830 万円	2008 年	定年	事務・技術

最近発表された日本経団連の調査結果 (図表 4) によると、集計企業数が異なり、単純に比較できませんが、退職金の水準は、徐々に低下しています。ちなみに、勤続年数別の退職金の倍率 (勤続 3 年 = 1 とした場合) は、同調査で 54.6 (1992 年) ⇒ 48.1 (2002 年) ⇒ 33.6 (2012 年) と大きく下がっています (大卒・総合職、勤続 35 年)。前述のポイント制の増加が影響していると思われます。

(図表 4) 定年モデル退職金の推移

暦年	大学卒		高校卒	
	集計企業数 (社)	退職金額 (千円)	集計企業数	退職金額
1992 年	139	26,379	120	23,018
2002 年	66	25,115	46	22,561
2012 年	58	24,917	22	21,251

(出所) 図表 5 とともに日本経団連調査 (2012 年)

退職一時金と退職年金を併用している割合は、71.2% (2012 年) で太宗を占め、退職年金のみや一時金みの割合は、それぞれ 10% 程度です。採用している年金等は図表 5 のとおりです。CB 制度が増加しています。

(図表 5) 年金等の種類

	厚生年金 基金	確定給付企業年金			確定拠出 年金	中退共	自社 年金	その他	CB プラン (※)
		基金型	規約型	「型」 無回答					
割合	8.6%	31.0%	48.2%	2.5%	51.8%	1.0%	2.0%	1.0%	42.1%
社数	17	61	95	5	102	2	4	2	75

(※)類似制度を含む、厚生年金基金または確定給付企業年金を採用している企業 (178 社) を 100 とした場合

### 3. 欧米の一時金をめぐる動き

退職一時金は日本やアジアの一部（韓国など）で、企業からの従業員への老後保障の手段として伝統的に使われますが、欧米では、年金、しかも終身年金です。企業年金が公的年金の補完として広く使われています。しかし、一時金で受け取ることができる国もあります。

欧州では、通常、DC 制度でも終身年金です。英国の DC も終身年金支給が原則ですが、一定割合は一時金での受給が認められています。欧州でもベルギーは異質で、税制優遇があることから一時金受け取りがほとんどです。

米国では、DB 制度の支払方法は、基本的に終身年金で、一時金のオプションを設けているケースは少ないようです。最近では、財務リスクが意識され、バランスシートから資産及び債務を切り離せる一時金オプションを設ける企業が増えてきています。大企業の一部には、現行受給者の分を保険会社に売却し、現加入者や受給待期者には、一時金で受取るように奨励するなどの取り組みがでてきています。CB 制度では、一時金で受取る場合が多いようです。代表的な DC 制度である 401(k)プランも、受け取りは一時金を中心です。そのため老後資金不足が懸念され、年金での受け取りを増やすための商品開発やライフプランの提供が進められています。

日本では公的年金のスリム化が予想され、退職金の年金化と受け取り方法の多様化は、従業員の老後生活保障の充実のため、有効な手段でしょう。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤忠彦

#### <主な参考資料>

- ・ 日本経団連・東京経営者協会「2012年9月度 退職金・年金に関する実態調査結果」(2013年6月) 他

海外の年金制度

～台湾の社会保障制度～

《要約》

台湾では2005年に「労工退職金制度」が改正されたほか、2008年には自営業者等を対象とする「国民年金制度」が整備され、社会保障制度の充実が図られています。

本稿では、民間被用者の社会保障制度を中心に、最近の台湾の年金事情を紹介させていただきます。

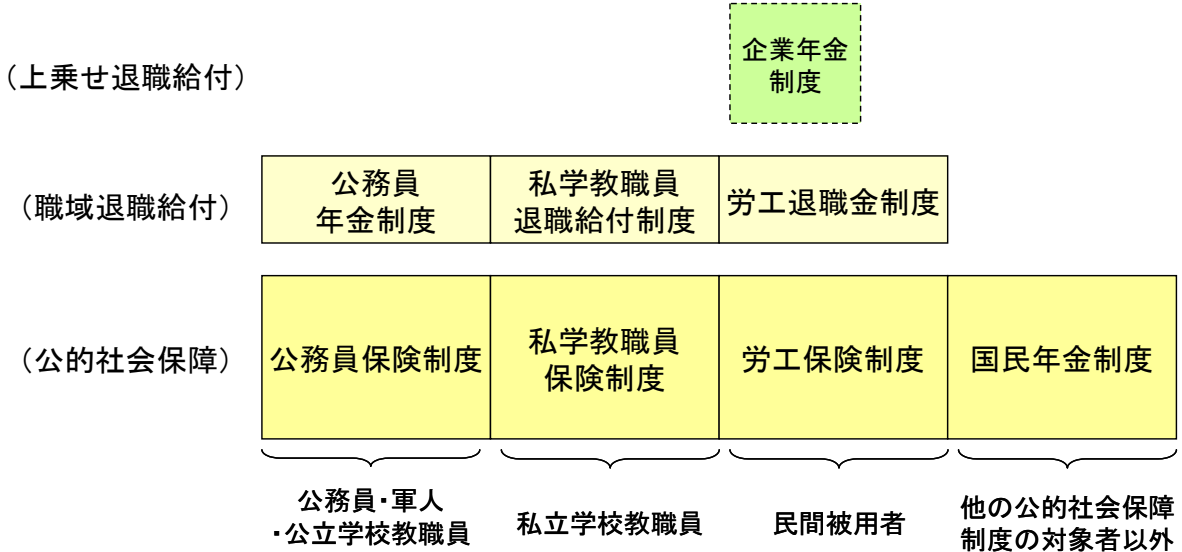
筆者は、本年6月25日～28日までの4日間、台湾を訪問する機会を得ました。

その際、台湾の年金事情を取材する機会がありましたので、その概要をご紹介します。なお、筆者は中国語によるコミュニケーション能力が不足しているため、ご紹介させていただく内容が正確性を欠く可能性があることを予めお断りしておきます。

1. 台湾の社会保障制度

台湾の面積は3万6千平方キロと九州よりもやや小さく、人口は2,332万人で台北・高雄の両市に人口の約23%（545万人）が集中しています。主要産業は電気・電子機器、鉄鋼金属、繊維、精密機械などで、GDPは4,741億USドル（2012年）、一人当たりGDPは20,378USドルで、日本とは政府間の国交はありませんが重要な貿易相手です。

（図表1）台湾の社会保障制度



（注）マーサー社（台湾）の資料を参考に三菱UFJ信託銀行が作成

台湾の社会保障制度は、図表 1 のとおり、職域別の制度が分立しており、民間被用者は「労工保険制度」と「労工退職金制度」が適用されます。また、2008 年には自営業者や主婦など、他の公的社会保障制度に加入していない国民を対象とした「国民年金制度」が創設されました。

民間被用者（従業員数 5 人以上の企業は強制適用、5 人未満の企業は任意適用）等に適用される「労工保険制度（Labor Insurance Program）」は 1950 年に設立され、1951 年に製造業の従業員、1953 年に漁業従事者に適用された後、1958 年に「労工保険法（Labor Insurance Act）」が制定され 1960 年に施行されることとなりました。その後、何回かの改正を経て対象とする被用者の範囲の拡大・給付の充実が図られ、2009 年 1 月 1 日からは従来の妊娠・障害・疾病・就業不能の事由に対する現金給付に加えて、老齢・遺族給付が新設されました。

労工保険における老齢給付は、①老齢年金（Old-age Pension Benefit）、②老齢一時金（Old-age lump sum benefit）、③一時老齢給付（One time old age benefit）の三種類があります。ただし、一時老齢給付の対象は「2008 年 12 月以前の被保険者期間を有する者」に限定されています。労工保険における老齢給付の概要は（図表 2）のとおりです。

（図表 2）労工保険における老齢給付

	① 老 齢 年 金	② 老 齢 一 時 金	③ 一 時 老 齢 給 付
受給資格	加入期間15年以上で60歳(危険な業務の就業者は55歳)到達後に退職	加入期間15年未満で60歳到達後に退職したとき	以下のいずれかに該当したとき一時老齢給付を選択可能 ①加入期間1年以上かつ60歳(女子55歳)以上で退職したとき ②加入期間15年以上かつ年齢55歳以上で退職したとき ③同一企業における勤務期間が25年以上の被保険者が退職したとき ④加入者期間が25年以上かつ年齢50歳以上で退職したとき ⑤危険な業務に従事する被保険者が加入者期間5年以上かつ55歳以上で退職したとき
給付額	次の額のいずれか大きい額 ①給与※×被保険者期間×0.775%+3,000台湾ドル ②給与※×被保険者期間×1.55% ※被保険者期間中の最も高い給与の60ヶ月平均 繰上げ・繰下げ支給が可能(1年あたり年金額を4%調整、調整額は20%(5年)が限度)	被保険者期間1年あたり給与※1ヶ月分の一時金を支給 ※被保険者期間中の最も高い給与の60ヶ月平均	被保険者期間1年あたり給与※1ヶ月分の一時金を支給 被保険者期間15年以上の場合は、15年を超える期間1年につき給与※の2か月分の一時金を支給 ただし、一時金の上限は給与※の45か月分 ※被保険者期間中の最も高い給与の60ヶ月平均

労工保険の保険料は 2008 年に 7.5%、2011 年に 8%に引き上げられ、以後は 2 年に一度 0.5%ずつ引き上げられる予定です。なお、保険料の負担割合は、事業主 70%、被保険者 20%、

政府 10%となっています。

## 2. 労工退職金制度の概要

労工退職金制度は、日本の企業年金制度とは異なり、法律で適用が強制されている公的年金制度と考えられます。

図表3のとおり、労工退職金制度は1984年に旧制度が創設されましたが、転職の多い台湾の民間被用者（1企業における在職年数は平均8年程度）にとっては給付金の受給資格が厳しく、ほとんど受給権を獲得する者がいないこと、老齢給付とはいっても一時金であることから、老齢期の所得保障制度としての存在意義が問われていました。

こうした状況を改善し、民間被用者の老後の所得保障を充実することを目的として、2005年7月に新制度が導入されました。

(図表3) 労工退職金制度の概要

	旧 労 工 退 職 金 制 度 ( D B )	新 労 工 退 職 金 制 度 ( D C )
根 拠 法	労働基準法(1984年)	労働者年金法(2005年7月1日施行)
主 管 機 関	台湾銀行信託部	労工保険局
対 象 者	労働基準法の対象者	台湾国籍の労働基準法対象者
掛 金 率	従業員の月例給与の2%~15% (台湾銀行信託部の退職給付管理口座に拠出)	事業主掛金:月例給与の6%以上 従業員掛金:月例給与の6%以下 (労工保険局の管理する個人口座に拠出)
受 給 資 格	(任意退職) ・勤続15年以上で55歳に到達 ・勤続25年以上 ・勤続10年以上で60歳に到達 (強制退職) ・65歳(引退年齢)到達 ・障害等による就業不能 (注)勤務は同一の企業における勤務年数	勤務年数に関わらず60歳に到達したときに受給資格が発生する (ただし、従業員が死亡したときは遺族が給付金の支払を請求) 60歳における拠出年数が15年以上の場合は年金(終身保険を購入)または一時金 15年未満の場合は一時金のみ
給 付 額	以下の合計額を一時金として給付 勤続16年未満は1年あたり報酬の2ヶ月 勤続16年以上は1年あたり報酬の1ヶ月 ただし、上限は報酬の45ヶ月 報酬:退職前6ヶ月の平均月収	拠出元本+運用収益 ただし、運用収益には2年もの定期預金の金利が最低保証されるため、運用は従業員が行わずに労工保険局が行う
備 考	労働者年金法施行時点で既に就業している労働者は5年以内(2010年6月30日まで)に旧制度に留まるか新制度に加入するかを選択する(旧制度に残る申出をしない場合は新制度が適用される)	

新制度では、台湾における転職の多さが考慮されており、1ヶ月でも掛金を拠出すれば受給権が得られる拠出建制度として設計されています。ただし、2年定期預金金利の最低保証がついているためと思われるが、日本の確定拠出年金制度とは異なり、加入者に運用の裁量権がない集団運用（労工保険局を通じた委託運用が主）方式となっています。

また、老齢期における所得保障を重視し、60歳時点における拠出年数が15年以上の場合



は終身年金を受給する選択肢が存在します。なお、現地で確認したところ、制度施行後 15 年を経過していないため具体的な年金化の方法については未定の様です。

新制度は拠出建制度であっても、現在は個人に運用の選択肢が用意されていない集団運用ですが、勞工保険局の委託運用のスタイルを複数用意し、その中から選択（例えば、安定型、積極型、標準型の三種類の中から加入者が選択）する方法も検討されているようです。ただ、運用の選択を可能にすると、リスクをとった運用を行い運用に成功すれば高額な給付を受けられ、逆に失敗しても最低限 2 年定期預金の金利が最低保証されることとなります。そこで、モラルハザードのリスクは懸念されないかとの質問をしたところ、その点については良く判らないという回答でした。

なお、マーサー社（台湾）に確認したところ、勞工退職金制度に上乗せして企業年金制度を導入している企業も、大企業や外資系企業を中心に存在するようです。ただ、日本とは異なり税制上の優遇措置が存在しないため、普及率はそれほど高くないようです。企業年金制度の給付設計は、給付建・拠出建・ハイブリッドとさまざまな種類があるようですが、勞工退職金制度が拠出建であることから拠出建に人気があるようです。

今月は、台湾の年金事情をご紹介します。日本と比較すると、家族扶養が重んじられる儒教文化圏であることの影響か、現在は公的社会保障制度の充実段階であるように感じました。訪問時には「台湾でも少子化が懸念されている」という話もあり、社会保障制度（特に老齢給付）の充実を急がなければならないという事情があるようです。

（参考資料）

- ・ マーサー社（台湾）作成資料
- ・ 台湾勞工保険局ホームページ（英文）

年金コンサルティング部 佐野邦明



年金基礎講座（会計・税務編①）

【今月のテーマ】

退職給付債務（PBO）とは

○退職給付債務

退職給付会計は、退職金や年金に関する費用の特質を踏まえて定められた会計処理方法です。退職金や年金は支給時まで給付額が確定しないため、退職給付会計では、予測や推計値をもとに費用を算出するなど、特殊な会計処理を行います。

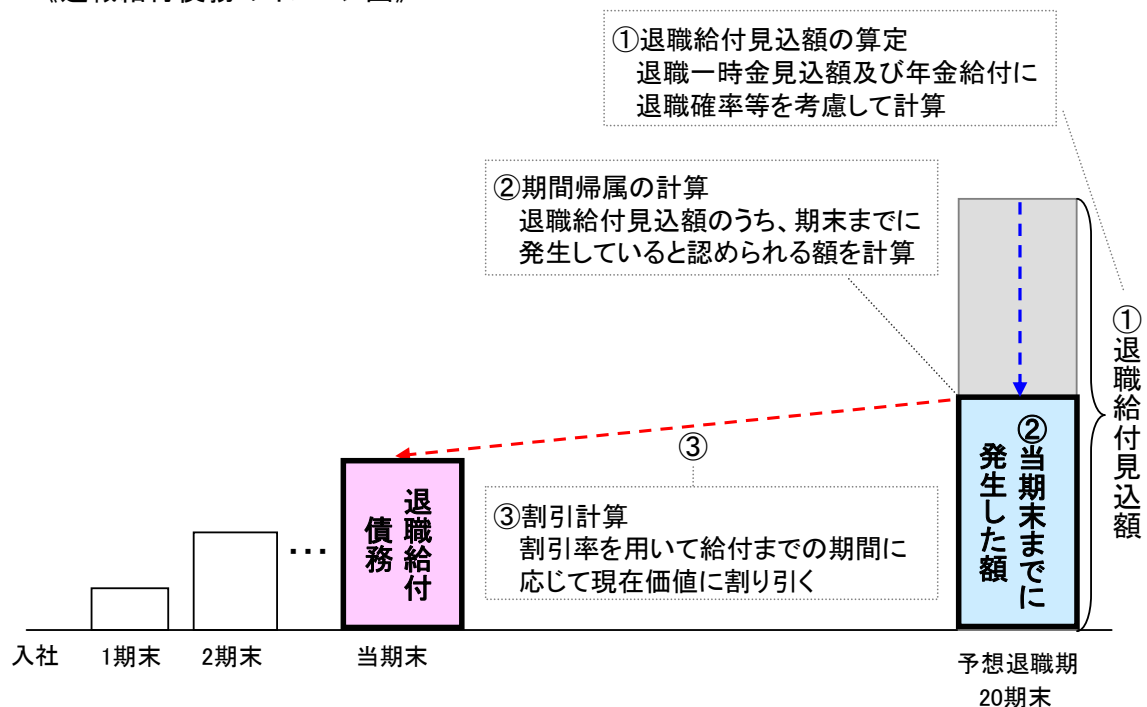
退職給付債務とは、退職金や年金等の退職給付制度において、従業員が獲得した受給権を債務として評価したものです。アメリカの退職給付会計基準で用いられる「予測給付債務（Projected Benefit Obligation）」の英語の頭文字をとって「PBO」と呼ぶことがあります（国際会計基準（IFRS）では「確定給付債務（Defined Benefit Obligation）」といいます）。

退職給付債務は、退職時に見込まれる退職給付の総額（将来の給付見込額）のうち、期末までに発生していると認められる額を現在価値に割り引いて算出します。計算方法は以下の通りです。

退職給付債務= 退職給付見込額×期間帰属の計算×割引計算

期間帰属の計算では、退職時に支払う「退職給付見込額」のうち、当期末までに発生している額を算出します。割引計算では、予想退職時の価格で示される給付見込額を割引率を使って現在価値に評価します。

《退職給付債務のイメージ図》



## CSRとサステナビリティ

### ～地球の定員オーバー問題（4）～

#### 温暖化＝気候変動問題 その3

##### 《要約》

アメリカの元副大統領でノーベル平和賞を受賞したゴア氏が出演した映画「不都合な真実」（その後本も出版）では地球温暖化問題が採り上げられている。不都合というのは政治家にとって不都合という意味であり、不都合の内容というのはCO<sub>2</sub>による温暖化のことである。本は我々にもすぐできる10の提案で締めくくられている。

前回は、2006年に発表された「スターンレビュー 温暖化＝気候変動の経済学」を紹介し、CO<sub>2</sub>問題を放置しておく、「気候変動が激しくなり、今世紀末頃には50%の確率で地球の平均気温が5°Cほども上昇し、風水害により年あたりGDPの10%もの被害が出るようになる」との予測があることにも触れた。

今回は、同じ年2006年にアル・ゴア元副大統領が出演するドキュメンタリー映画で発表され、その後すぐ本にもなった「不都合な真実＝Inconvenient Truth」を採り上げる。

美しく、そして恐ろしくもある映像・写真をふんだんに使って温暖化の状況を表現したものである。両者とも日本語版が出されており、今ではネットで安く買うこともできるのでぜひご覧きたい。



#### 1. 『不都合な真実＝Inconvenient Truth』

アル・ゴア（Albert Arnold "Al" Gore, Jr., 1948 生まれ、アメリカ合衆国の第45代副大統領）氏は、2007年にノーベル平和賞を受けた。受賞理由は、人為的気候変動（地球温暖化）についての問題点を広く知らしめ、気候変動防止に必要な措置への基盤を築くために努力したことである。

同氏は、1970年代からのライフワークとなっている地球温暖化問題について世界的な啓発活動を行っており、『不都合な真実』はこの講演の模様をドキュメンタリー化したものでもある。同作は2007年2月、第79回アカデミー賞の長編ドキュメンタリー映画賞を受賞した。同名の本（ISBN 1-59486-567-1）も出版している。気象学の専門家は映画に関し、科学的には概ね正確であると評価したようであるが、内容の一部には誇張の批判もあると言われている（批判はネット検索でも見ることができる）。

映画はDVDになっていて、その中でアル・ゴア氏は、「『不都合』とは政治家にとって不都合という意味であり、なぜなら、こうした深刻さは『知っている』と言ったとたんに解

「決策とその努力が求められるから」と述べている。

## 2. 不都合な真実の内容

映画は96分（日本語字幕スーパー付き）、本（日本語版）は328ページもの長編なので、詳しくサマリーすることはできないが、次のようなことが繰り返し述べられる（以下、『』内の文章は映画及び本の記載内容である）。

『大気はとても薄いので、私たちはその組成を変えることができず。二酸化炭素の量を増大させ、それは温室効果ガスとなって、本来ならば大気を抜けて宇宙へ出ていくはずの赤外線放射の多くを逃がさなくする。そのために、地球の大気や海洋の温度が危険なほど上がる。』

『（ゴア氏の知合いの）科学者達は、地球のCO<sub>2</sub>の量を正確に計測することに精を出し、成果を出していった。特に南極やグリーンランドに穴を掘って得た氷床コアからは65万年前までのCO<sub>2</sub>量を測ることができるようになった。しかし一方では、ゴア氏が上院議員になったのち、こうした危険を議会に知らせて排出を規制する法案をつくらうとしても、数多くの無関心や無視という壁に直面した。』

地球全体の二酸化炭素の経年変化（気象庁HP）

右図は地球全体の25年間のCO<sub>2</sub>濃度の推移である。

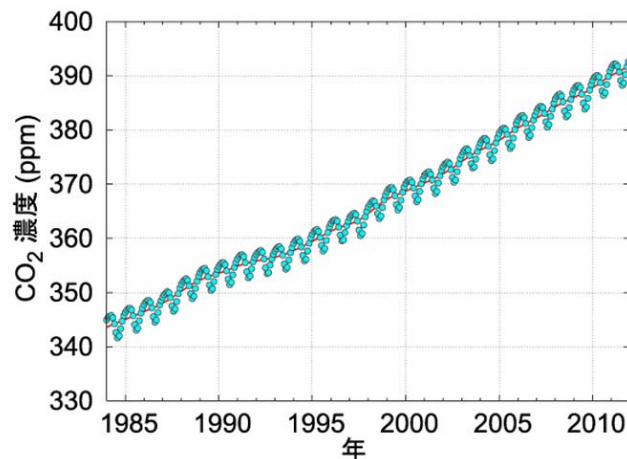
図の中で線が上下しているのは、陸地と植物が北半球に偏っており、その北半球が夏の間は光合成によって、総体的にCO<sub>2</sub>が吸収されて減少することによる。

なお、CO<sub>2</sub>の計測は、地域的な影響を受けにくい場所を選んで計測されており、日本では綾里、南鳥島及び与那国島での計測結果も図と似かよっている。

温室効果ガス世界資料センター（WDCGG）の解析による2011年の世界の平均濃度は、前年と比べて2.0ppm増えて390.9ppmとなっている。産業革命（18世紀半ば）以前の平均的な値とされる280ppmと比べて、40%増加している。

ゴア氏の本でも、南極の氷で計測して65万年前まで遡ったグラフが示されていて、その中では180から260の数値に変動はあるものの、それと比較しても現在ははずば抜けて高い。

『「世界中の山岳氷河はほぼ例外なく、溶けつつある。しかもその多くが急速な勢いで。こ



こには耳を傾けるべきメッセージがある」として、世界中の氷河の今と昔を比較した写真を数多く載せている。』

ちなみに、我々もネットで「氷河崩壊の動画」などと検索すれば多くの動画を見ることができる。

『海水温度が上がると、暴風雨の勢力が強まる。2004年フロリダは、4つもの並外れて強烈なハリケーンに襲われた』として多くの風水害の写真がある。』

『北極、南極、グリーンランドの氷が急速に溶けつつある。』

『世界の気温上昇が場所によって異なるため、地球由来のリズムである春夏秋冬も変貌を遂げつつある。』

以下、紙幅の都合で省略するが、本は次の提案で締めくくられている。

### あなたにも、すぐできる10の事（不都合な真実より）

- 1.省エネルギー型の電化製品や電球に交換しましょう。
- 2.停車中は、エンジンを切り、エコ・ドライブしましょう。
- 3.リサイクル製品を積極的に、利用しましょう。
- 4.タイヤの空気圧をチェックしましょう。車の燃費基準を上げれば、無駄なエネルギー消費を防げます。
- 5.こまめに蛇口を閉めましょう。水道の送水に使用されるエネルギーを削減することができます。
- 6.過剰包装、レジ袋を断りましょう。買い物は、リサイクル・エコ・バッグを使いましょう。
- 7.エアコンの設定温度を変えて、冷暖房のエネルギー削減をしましょう。
- 8.たくさん木を植えましょう。1本の木は、その生育中に1t以上の二酸化炭素を吸収することができます。
- 9.環境危機についてもっと学びましょう。そして、学んだ知識を行動に移しましょう。  
子供たちは、地球を壊さないで、と両親に言いましょう。
- 10.映画『不都合な真実』を見て地球の危機について知り、友に勧めましょう。

ゴア氏のその後のプレゼンテーションは、いくつか簡単にネットで見るができる。

例えば、TED <http://www.ted.com/translate/languages/ja> というサイトは、「スーパープレゼンテーション」として有名になりつつあり、最近、毎週NHKテレビでも紹介されている。全部ではないが、日本語の訳や字幕スーパーも付いて見やすくなっている。

例：TED：Al Gore アル・ゴア 「気候危機の回避」

[http://www.ted.com/talks/al\\_gore\\_on\\_averting\\_climate\\_crisis.html](http://www.ted.com/talks/al_gore_on_averting_climate_crisis.html)

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋





## <コラム> アドリブ経済時評

### 都会の自然

今年の夏は、前の公園の小さな池で、夜になると殿様ガエルがいい声で鳴く。

渋谷の近くの、都心といってもいいような場所なので、奇跡みたいなものだと思いつつも、その声に聞き入って、何とも言えずいい気持ちになる。

ただ、梅雨どきから鳴き声がたった一匹のようなので、カエルだって寂しかろうと思っていた。

しかし、その後もう一匹鳴き声が増えて、小学校の歌で習ったような輪唱をするようになった。

そうすると愛着がつり、たかだか2坪の池だから、食べ物十分だろうかとか心配が増える。特に、月に一回ほどの水を抜いての掃除の後や、子供たちが自転車を乗り入れたりして水遊びした日は「今夜も鳴いてくれるだろうか」と気が気でない。

昼間はどうか、たった1m×50cmくらいの水草の生えた水溜まりのようなところに隠れてるのだろうと考えて、注意を呼びかける貼紙でもしてやろうかとも思うのだが、生き物に飢えている子供にとっては逆効果ともなりかねない。

さて、筆者の専門の経済の方面でも、追求すべきはなにもオカネだけではなく、幸せであることは間違いない。

そうした時、自然に触れる喜びが大きな一つの要素であることには疑いがなく、都会で暮らすと、そのことが時々骨身に染みる。

生物が絶滅するスピードがかつての1,000倍にもなっているというから、生半可なことでは自然回復は難しいのではないかと思うのだが、最近いいニュースもあった。

東京都と神奈川県を流れる多摩川にアユが戻ってきて1200万匹も遡上するようになったというのである。多摩川の水の6割は実は下水道処理水なのだが、そのBOD値（水質基準の一つ）は調布あたりでも1.6であり、清流で有名な高知県の四万十川はその値が0.6、山形県の最上川は1.2だということから、清流に近いレベルまで改善されている。

自然というのは回復できるのである。

近所の池のカエルも大合唱できる日がくることを信じたい。

【2013/7/29】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。